

平成26年11月12日

於・1002会議室（10階）

第1011回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 無線従事者規則の一部を改正する省令案について（諮問第37号）	1
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に 係る認定申請の受付結果について.....	9
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 平成26年3月12日付け諮問第9号の一部取下げについて…	12
5. 閉 会	14

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催したいと思います。総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○無線従事者規則の一部を改正する省令案について（諮問第37号）

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。本日の議題、諮問第37号「無線従事者規則の一部を改正する省令案について」につきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 はい。諮問第37号、説明資料とその後ろに付けてございます、参考資料というか、説明資料に沿って御説明をさせていただければと思います。

本件は、無線従事者に係ります養成課程の対象の拡大ということでございます。まず、おめくりいただきまして、説明資料のほうに沿って御説明させていただければと思います。

今回対象としております、アマチュア無線技士の資格でございます。こちらにつきましては、第一級から第四級のアマチュア無線技士という、4段階のものがございます。アマチュア無線でございますので、専ら個人的な無線技術の興味によって行なう自己訓練というような、技術的研究等を行なうものということで、昔から広く使われているものでございますけれども、現在第三級、第四級という下位の2つのグレードについて、養成課程、つまりは、養成機関において、一定の講義を受けたあと、修了試験を受けて、それに合格

すれば資格を得られるというような課程の対象になっているというものでございます。

現在上位の2つの第一級、第二級については、対象としていないというところでございます。

通常国家試験で、資格を取るという形になりますけれども、下に国家試験の第一級から第四級まで書いてございますけれども、それぞれ無線工学の内容、法規の内容でございますけれども、その内容の難しさというか、第一級から第二級ずっと横に見ていただきまして、例えばいちばん上ですと、無線設備の理論、構造、機能の概要とありますけれども、一級のところでは概要、二級では基礎となりまして、三級では初歩と、四級でも初歩というように形で段々、試験等で求める内容の細かさというのが変わってくるというように形になっております。

次のページに、その養成課程の概要でございますけれども、先ほど申し上げました総務大臣から認定を受けました、認定施設者という機関で所定の授業を受けて修了試験に合格したものに免許を付与するというので、現在第三級アマチュア無線、第四級というところで、それぞれ、例えば三アマですと、無線工学6時間、法規10時間以上の授業を受けて、修了試験を受けるという形になっております。

今回、それに第二級のアマチュア無線技士を追加するというものでございまして、これにつきましては、その求める内容ということを考えますと、無線工学で35時間と、法規で27時間ぐらいになるだろうというものでございます。

ちなみになんでございますけれども、4ページ目、次のページの3とあるところですけど、アマチュア無線技士の今、どういう形で資格を取得しているかということでございますけれども、いろいろグラフございますけれども、左側から、第四級、真ん中が第三級と、右側が第一級、二級の話になっておりますけれども、三アマ、四アマの部分ですけど、青い部分が国家試験で取っている人、格子状、チェック状になっているところが、養成課程でございますけれども、例えば、四アマでございますと、25年度だと、トータル

で1万5000人弱が取得しておりますが、その8割は養成課程ということで、2割が国家試験で取っているということでございます。

三アマですと、7割が養成で、3割が国家試験という形になります。

一級、二級のほうでございますが、今試験しかございませんが、合格者からしますと、三アマ、四アマに比べると、少し減りますけれども、例えば25年度ですと第二級ですと700人ぐらいが試験で通っているということで、合格率になりますと、大体50パーセントぐらいと。2人に1人が通るというような感じになってございます。

この第二級について、今回養成課程を入れるというところでございます。なぜ今回入れるということになったかという背景でございますが、5ページ目でございますけれども、25年度にこの養成課程にeラーニングができるように制度を見直したということでございます。これまで、まだやっているところがなかったんですけども、今eラーニング使いたいと、養成機関のほうでそういうニーズが出てきまして、eラーニングが使えるのであれば、授業時間がちょっと長くなっても、ちゃんと生徒さんが来るんじゃないかということで、受講者が来るんでないかということで、それであれば第二級まで拡大してもいいんじゃないかと、また養成機関のほうも、そういう対象の資格が増えたほうが、受験者のほうのニーズに合っているというような御意見も頂戴しております。また、養成機関のほうでいろいろアンケートを取って、例えば三級の養成課程を受けた方に、より上位資格があったら、受けていますかというのと、やはり受けていとお答えになる方が多いというような御意見等もいただいておりますので、そういうのを踏まえまして、こういう環境が整ったのであれば広げてもいいのではないかとということで、今回追加するものでございます。

最後に改正の概要という形でまとめてございますけれども、今、申し上げました第二級アマチュア無線技士を養成課程の対象に追加するというので、その授業時間としては、第二級のアマチュア無線技士が求める技術とか法規の内容が他の業務用の資格と照らし合せて大体同じようなレベルというものを勘案して、無線工学35時間、法規27時間以上

という形に設定しております。

講師の要件等も省令で定めておりますが、こちらにつきましては、現行の三アマについてのものと同じになりますけれども、こちらの第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第一級アマチュア無線技士等ですね、大体それぞれの資格範囲のところ、いちばん上級のところ、あるいはこの総合無線通信士、無線技術士とか、トータルについて高い知識を求められる資格ですね、こういうものの所有者というものを講師の要件として規定しています。これも他の資格等の並びや他の現在行なっている養成課程との並び等を考えてこうなっております。こちらにつきましては、本日ご答申いただいたら、来年度から施行するという事で考えております。

本件に関しまして、パブリックコメントを行っております。資料を付けさせていただいておりますが、頭に概要として、賛成39件、反対1件とございます。

具体的な中身ですが、賛成という方もいろいろ御意見は頂戴しております、アマチュア無線の試験、あるいは養成課程について、こういうところがいかんのではないとか、こういうところが改善すべき点じゃないかというような御意見は頂戴しております。主なものとして、こちらに概要を抜き出しさせていただきましたけれど、業務資格には業務経歴を求めているので、一定の業務経歴を要件とすべきじゃないかとかですね、電波障害とか、電波防護指針の授業を増やすべきじゃないか、あるいは、第二級のアマチュア無線技士の養成課程なんですけれど、第一級アマチュア無線技士を講師にするのはどうかと、反対といった御意見とか、不正な修了試験を行ったらどうするのというような御意見等をいただいております。こちらにつきましては、例えば業務経歴の部分につきましては、アマチュア無線でございますので、余り業務経歴、他の業務用の資格等の認定講習のようなものと違まして、業務というものがはっきりしないと、そもそもアマチュアで業務経歴を求めるというのも変な話なので、これは違うんじゃないかということもございます。電波障害等の授業時間を増やすべきということにつきましては、当初の、こちら省令という

よりももっと、告示等で決めるんですけれども、こちらについては、御意見を踏まえてしっかりやりますということで、少し重要度を増すような方向で、今後規定を整備するというような形にしていきたい。

第一級アマチュア無線技士が講師になることは反対ということにつきましては、他の資格についても、一番上のグレードというのはかなり難しい要件を課していますので、それを持っている方については、講師とすることには問題ないのではないかとということで、そのままとしております。

不正な修了試験を行なったものに対して罰ということですが、これはしっかりと我々も見なければいけないと思ひまして、こちら養成講習の中身が、要は、今第三級、第四級のアマチュア無線技士の講義をやっていて、修了試験の問題を教えているんじゃないとか、先にですね、そういうようないろいろな御意見を頂戴しております。元々講義の時間が短くてポイントは決まっているので、大体ここが大事だよと言ったことが出るので、そういうふうに見えるというのものもあるんだと思ひますけれども、そこに本当に不適切な講習の仕方というのであれば、我々も立入等、要は報告の聴取とか、立ち入りをして、問題であれば認定を取り消すということも含めてしっかりとやっていきたいというように考えております。

反対意見、1件だけございますけれども、今言ったような、今の養成講習の制度では、ちゃんとできないんじゃないかというような御意見で、反対であるというような御意見が1件出ているというものでございます。

ただ、全体としては、そういったニーズもあるということと、やはりeラーニングを活用して、こういったアマチュア無線というのは、電波利用技術の習得ということで、非常にいい機会ですので、そういった資格を取ろうとする人が増えるということは、その電波利用という観点から見ても、非常にいいことではないかということで、今回、この改正をそのまま進めたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、何か御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。

○原島代理 基本的に良い方向だと思いますので賛成いたします。今御説明ありましたように、アマチュア無線は、電波における裾野の拡大という意味で非常に重要な制度だと、個人的には思っております。

アマチュアというと、素人というふうに訳されることが多いのですが、実はアマチュアには玄人よりもずっと知識を持っている方が多くおられます。説明資料に、いわゆる趣味の無線であると書いてあるのですが、アマチュア無線が趣味であるという定義はおそらく法律上どこにもありません。電波法的には、金銭上の利益のためではない、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務ということです。もし趣味とすると、趣味のために公共の電波を使うのはけしからんという議論が出てくるので、決して単なる趣味ではなしに、むしろ、電波のこれからの発展のために重要なものであるという認識が必要なのではないかと思っています。実際、無線通信のマルコーニは、アマチュアでした。電信の業務などの通信業務に関わっている人ではありませんでした。ラジオの発展の初期においても、アマチュアの果たした役割は非常に大きなものがあります。今後もそういう意味で、多くの人が電波に興味を持って、それなりのレベルで活動していただくというのは非常に重要なことではないかと思っています。

しかし、一方で、裾野を広げるということで、レベルの低下が起きてはいけない。これは、現在のアマチュアの方がいちばん心配していることかと思っています。是非レベルの低下を招くことなく広げるという、その方向で進めていただければと思っています。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

先ほど課長も言われたとおり、養成課程の修了試験についてパブコメを見ると、現状では不適切な例が多いというパブコメが非常に多いので、びっくりしました。たまたま私も

まわりにいるアマチュア無線の資格を持っている者に聞いたところ、これは、少なくとも自分のときも事実であったというような者もいたりしてですね。

現状から見て、そのことによってものすごく大きな弊害が生じているというわけではな
いけれども、やっぱり不適切な状況がある程度あるのではないかと推察されるので、何ら
かの形で是正するような、勧告みたいなもの、勧告というべきかどうかちょっと分かりま
せんが、指導されるようなことをやったほうがいいのではないかと思います。多くの問
題について、これが重要だということを言うのは仕方がないと思うのですが、問題そのも
のと答えを暗記しろという例もあるということなので、少し是正をされるようなことをや
っていただいたほうが良いのかもしれない。

○田原電波政策課長 はい。実際どこまでやるのかということもあるんですけども、私ど
もも今回いろいろパブコメやったり、いろんな御意見いただいたので、そこはきっちり、
先ほど申し上げた、立ち入りというか、立会いというか、そういうのを経て現状を把握し
て、おかしければ、これは改善すると。それでも、改善されないという、いろいろな御意
見いただくようであれば、場合によっては削除、申し上げたように認定取消しまで可能性
はあるということでございます。

いろいろ養成講習をやっている大きな機関、今やっているところ等に聞いても、しっか
りしたところだと、講義をする人には試験問題は絶対教えないというような、その分離
はしているということのようです。ただ、やはり今、特に三級アマチュア無線とかだと、
授業時間も短くて、ポイントも大体決まっているところがあるので、大体ここが大事だと
いうことを力強く説明しすぎると、そこがほぼ試験で出て来るといようなことになっ
ているということではないかと思います。

いずれにしても、それを本当にここだけ覚えればいいというのを、試験問題を分か
っていて言うような事実があるのであれば、不適切ですし、それで第二級というのは、そ
れなりにいろいろ自由度が利くというか、それなりにパワーも出せる資格で、そういうこ

とがあつては、混信妨害の元にもなりますので、そこはしっかりとやるように見ていきたいと思っております。

○前田会長 はい、ありがとうございます。他にeラーニングだと、いわゆるなりすまし云々というのは、そこは当然のことながら対策は取られているということですよ。

○田原電波政策課長 はい。そういう対策を打っていくと。またeラーニングのほう、講師との距離があるというか、どういう問題が出るかというのは、そこで切れるので、eラーニングのほうの公正性が保たれるんじゃないかという御意見も結構いただいております。

ただ、一方でなりすまし等もあるので、そういった対策はしっかりとやるようにという形で見ていくという形になります。

仮にあった場合は、そこでそれこそ、過去にも身代わり受験みたいな話もありましたけれども、そういうのは取消しまで含めてしっかりその罰則というのは、運用するというか、罰則というかその後の措置はしっかりすることになりますけれども、まずはそれが無いように、しっかりとシステムを作っていただくという形でeラーニングをやっていただく、まだこれからのところなので、その最初のところではしっかり見ていきたいと思っております。

○前田会長 ほかに何かあるでしょうか。ありませんか。

他に特に御質問、御意見ないようですので、諮問第37号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行なうこととしては、如何かと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 御異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続きにより事務局から総務大臣あてに提出していただきます。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について

○前田会長 それでは、次に報告事項に移ります。「第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について」につきまして、香月移動通信企画官から説明をお願いいたします。

○香月移動通信企画官 移動通信課の香月でございます。よろしくをお願いいたします。第4世代移動通信システムの周波数割当てについての、認定申請の受付結果について、説明させていただきます。

まず3ページ目、御覧いただけますでしょうか。先日、9月10日に電波監理審議会に、開設指針について諮問させていただきました。御答申いただいたところでございます。その後、この下の真ん中あたりにありますが、9月26日から開設指針を告示いたしまして、10月27日まで申請を受け付けたところでございます。

1ページ目にお戻りください。その結果、申請者はNTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー、ソフトバンクモバイルの3社からの申請があったところでございます。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。申請の概要についてまとめたものでございます。まず今回の割当てを行なう3.5GHz帯を使用する特定基地局の運用開始日でございますが、3社とも、平成28年3月31日となっております。サービス開始につきましては、NTTドコモは平成28年10月、KDDI／沖縄セルラーは平成28年6月30日、ソフトバンクモバイルは平成28年12月となっております。

また特定基地局のうち、最速1Gbpsの通信速度を実現可能とする、高度特定基地局

につきましては、3社とも平成29年3月または、3月末に運用開始するとしております。
サービス開始につきましては、NTTドコモは平成29年3月、KDDI／沖縄セルラー
については、記載がなく、またソフトバンクモバイルにつきましては、平成30年3月と
なっております。

次に特定基地局の設備投資額でございますが、NTTドコモは1821億円、KDDI
／沖縄セルラーは1676億円、ソフトバンクモバイルは787億円でございます。

次に希望する周波数の範囲でございますが、NTTドコモはLowバンド、これは下の
図にございますが、今回3480から3600MHzの120MHzを40MHzずつ3
枠で割り当てるということとしてございますが、NTTドコモは、3480から3520
MHzを第1希望としてございます。KDDI／沖縄セルラーとソフトバンクモバイルに
つきましては、3560から3600MHzを第1希望としておりますので、ここで競願
が発生しております。

今後につきましては、まず3社につきまして、絶対審査基準を審査しまして、基準をク
リアしていれば、競願時審査基準に基づきまして、審査を行い評価の高い事業者の希望を
優先する形で割当てを行なっていくこととなります。

資料の4ページ目以降、これは先般の電波監理審議会に諮問させていただいた際に説明
申し上げた資料でございますが、4ページ目は開設指針の概要でございます。

そして5ページ目が、今申し上げました絶対審査基準でございます。

そして6ページ目が、競願時審査基準でございます。競願時審査基準につきましては、
基準のAからFについて、審査することに加えまして、今回申請のあった事業者が全て既
存事業者でございましたので、ここに書いてあります第1基準の基準GとH、これは既に
使用している周波数における人口カバー率ですとか、不感地域におけるエリア外人口の解
消数を審査するものですが、これらの基準についても審査するということとなります。

仮に、基準AからHまで審査しても、なお同順位者がいる場合には、基準I、これは面

積カバー率でございますが、こちらも審査することになります。

これらの審査を行なった上で評価の高い事業者から周波数の希望を優先するという事になります。

申請の受付結果の概要につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等、ありますでしょうか。

○原島代理 今回は、単にこういう申請が出たという報告だけで、内容については、今後ということだと思いますが、たまたまこういう申請が出ましたという表の中に、運用開始日、サービス開始日、特定基地局の設備投資額があります。これは全部比較の対象ではない項目ですね。

○香月移動通信企画官 審査の項目となっているものではございません。

○原島代理 そうですね、審査項目ではないのですが、報告の説明資料に設備投資額の記載があります。かなり差があるのですが、これは特に内容がしっかりしていれば関係ないというそういう考えでよろしいのですね。

○香月移動通信企画官 はい。高度特定基地局の運用開始日については、認定の日から2年後の属する年度内に開始しなければならないという基準はございますが、それ以外につきましては、情報として、ここに書かせていただいたということです。

○前田会長 いかがでしょうか。特にありませんか。これだけでは、なかなか質問も出ないという感じですが。どうもありがとうございました。他に質問がないようですので、本報告事項につきましては、終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局関係）

○平成26年3月12日付け諮問第9号の一部取下げについて

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。報告事項といたしまして、「平成26年3月12日付け諮問第9号の一部取下げについて」につきまして、徳光地域放送推進室長から説明をお願いいたします。

○徳光地域放送推進室長 地域放送推進室長の徳光でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の報告資料に基づきまして、御説明させていただきます。諮問の概要でございますが、環境エンジニアリング株式会社（登録一般放送事業者）、これは滋賀県でケーブルテレビ事業を営んでいた会社でございますけれども、この会社が一般放送の業務を、その諮問の時点で、引き続き1年以上休止している状況であり、総務省といたしましては、当該登録一般放送事業者に対して、事情聴取やあるいは現地調査などを行なうとともに、状況の改善に向けて口頭及び文書により再三指導してまいりました。しかし諮問時においても、状況は改善されない状態でございます。

そこで、放送法第131条第1号の規定に基づきまして、正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き1年以上休止していることが認められるということでございまして、取消しについて諮問させていただいたものでございます。3月12日付けでございます。その後、今般、10月14日になりますが、当該事業者から、一般放送業務の廃止届出が提出されたということでございまして、翌日10月15日付けで、諮問を取り下げさせていただいたところでございますので、御報告させていただきます。

なお、この諮問のときには併せて、栃木県のケーブルテレビ会社でございますが、株式会社大日光ケーブルテレビにつきまして、平成26年5月14日付けで登録取消しは適当

である旨の御答申をいただきまして、同日付けで取消しをしております。

それにつきましても、併せて御紹介させていただきました。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは本件につきまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。

○原島代理 諮問の取下げというのは報告なのでしょうか。

○前田会長 そうですね。そういう形です。

○原島代理 諮問自体に関わる話のような気もするのですが、それ以外に分類項目がないということなのですね。

○夏賀幹事 ないということです。はい。必要的諮問事項ではないという。

○原島代理 なるほど。

○前田会長 取下げを諮問するわけじゃないですからね。事実としてなくなってしまったということですね。

○原島代理 きちんと総情域第97号という取下げについての書類は出ているわけですね。

○徳光地域放送推進室長 はい、さようです。

○原島代理 分かりました。

○前田会長 本件について審議のお願いをしておりました、宮本審理官から補足は何かありますでしょうか。

○宮本審理官 これに伴いまして、10月17日に意見の聴取を予定しておりましたが、そちらのほうも取りやめになっておりますことを、御報告申し上げます。

○前田会長 はい、ありがとうございます。それでは他に、特に御質問、御意見はないようですので、本件の報告につきまして、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、全体の議題、終了いたしましたので、本日はこれにて終了とさせていただきます。次回の開催は、平成26年12月10日水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。